

条文解説（案・Vol.260710）

（議会の責務）

第10条 町長と二元代表制の関係にある議会は、議会が持つ権限を有効に活用し、その機能を発揮するとともに、適正な町政運営を確保します。

2 議会は、町民を代表する機関として、将来にわたるまちづくりの展望を持ち、町民及び地域に配慮した議会運営に努めます。

3 議会は、会議及び委員会を公開し、開かれた議会運営に努めるとともに、広く町民の声に耳を傾け、その想いを的確に町政に反映させるよう努めます。

【解説】

議会が担う責務について定めています。

第1項（適正な町政運営の責務）

地方自治体の議会は、町長と二元代表制において、町長と独立かつ対等の関係にあり、まちづくりに対して議会が持つ権限を有効的に活用するとともに、その機能を最大限に発揮しながら適切な町政運営の確保を行うことを規定しています。

議会の機能については、地方自治法改正により、従来の議会の意思決定機能や調査権・監査権・検査権などの権限のほかに、「議長への臨時会請求権」、「委員会への議案提出権」、「専決処分の明確化」などが強化され、また、議会の自主性と自立性が拡大されました。

今後、議会は、政策立案能力を向上させるために、こうした権限を積極的に活用し、議会改革を進めていくことが求められています。

第2項（町民・地域に配慮した議会運営の責務）

議会は、町民を代表する機関であり、その役割を認識するとともに、本町の将来のまちづくりを展望し、全ての町民と地域に配慮して、議会を運営するよう努めることを規定しています。

第3項（開かれた議会運営の責務）

議会は、会議や委員会を積極的に開示し、議会の透明性を確保するよう努め、地域との交流を活発に行い、町政について伝達する一方、町民の声を広く、公正、公平かつ誠実に聞き入れ、その想いを町政に反映させるよう努めることを規定しています。

※「二元代表制」

地域住民が、知事や市区町村長ら自治体の首長と都道府県や市区町村議会の議員を、別々の選挙で選ぶ仕組みのことをいいます。

(議員の責務)

第11条 議員は、高森町に住所を有する町民の信託を受けた代表者として、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努めます。

2 議員は、議会の責務を遂行するため、自己研さんに努めます。

【解説】

議員が担う責務について定めています。

第1項（公正、公平かつ誠実な職務遂行の責務）

議員は、町民から選挙により選ばれた町民の代表者として、与えられている権限や責任を自覚するとともに、高森町政治倫理条例をはじめ、その他の条例を遵守し、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努めることを規定しています。

第2項（自己研さんに努める責務）

議員は、第10条に定める議会の責務を遂行するために、政策立案能力などを向上させるため、自己研さんに努めることを規定しています。